

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 9 月 27 日（金）第2944号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○鹿児島県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示（※）（環境林務課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第1035号

鹿児島県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定めた。

平成25年 9 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

鹿児島県環境影響評価技術指針（平成12年鹿児島県告示第466号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イ(キ)中「状況」を「環境の保全に関する施策の内容」に改め、同号イ(ク)を次のように改める。

(ク) その他対象事業に関し必要な事項

第5条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、「により」の次に「把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、前項第1号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

第6条第1項を次のように改める。

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第1備考2に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

第6条第2項各号列記以外の部分中「、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は」を削り、同項第1号中「実施」の次に「（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」を加え、同項第2号中「もの（」の次に「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。」を加え、同項第3号中「存在及び当該」を「存在及び状態並びに当該」に改め、「もの（」の次に「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。」を加え、同条第3項第1号ア(イ)を次のように改める。

- (イ) 騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）  
及び超低周波音（周波数が20ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

第6条第5項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第1項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行う」を「事業者は、第1項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しない」に改め、同項第1号及び第2号中「標準項目に」を「参考項目に」に改め、「における当該標準項目」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 事業者は、第1項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第6条中第6項を削り、第7項を第6項とし、同条第8項中「及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあってはその理由」を削り、同項を同条第7項とする。

第7条第2号中「学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地」を「動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況」に改め、同条第5号中「状況」を「状態及び利用の状況」に改め、同条第6号中「及び温室効果ガス等に関し、」を「に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関しては」に改める。

第8条の見出しを「（参考手法）」に改め、同条第1項中「標準項目に」を「参考項目に」に、「各標準項目」を「別表第1備考2に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目」に、「標準的な」を「参考となる」に、「標準手法」を「参考手法」に、「基準として」を「勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第5条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、最適な手法を」に改め、後段を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「簡略化手法」を「前項の規定により手法を選定するに当たって」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「標準項目」を「参考項目」に改め、同項第4号中「標準項目」を「参考項目」に、「標準的な」を「参考となる」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「重点化手法」を「第1項の規定により手法を選定するに当たって」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を」に改め、同項第1号及び第2号中「標準項目」を「参考項目」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

第9条第1項第1号中「現状」を「状況」に改め、同項第2号中「専門家」を「専門家等」に改め、同項第4号及び第5号中「別表第2」を「第5項及び別表第2」に改め、同条第3項中「できるよう」を「できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように」に改め、同条第5項中「調査地域」の次に「、調査地点及び調査期間等」を加え、同条第6項中「存在しており、かつ、」を「存在する項目について」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項第4号中「になる時期、」を「となる時期及び影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に、「になる時期その他」を「となる時期その他」に改め、同条第3項中「供用開始後」を「工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後」に、「又は」を「、」に、「にあっては」を「又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては」に改め、同条第4項中「妥当性を」の次に「予測の結果との関係と併せて」を加え、同条第5項中「状況）」の次に「を明らかにできるように整理し、これ」を、「において、」の次に「当該地域の」を加え、同条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第11条第1号中「評価する手法である」を「検討する」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

第11条第2号中「場合には」の次に「、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ」を加え、「評価する手法である」を「検討する」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

第12条第1項中「第5条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定しなければならない」を「必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第14条第2項中「第16条第4号及び第5号において」を「以下」に改める。

第16条第5号中「又は」を「、又は」に改め、同条に次の1号を加える。

(6) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠  
第16条に次の1項を加える。

2 事業者は、第14条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第17条第1項中「及び第3項」を「から第5項まで」に改め、同条第3項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(4) 事後調査の結果の公表の方法

第17条第2項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第17条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、事後調査を行わなければならない。

(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

(2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

(3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

(4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合  
第17条に次の1項を加える。

5 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第18条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「（第6条第1項に規定する標準項目を選定しなかった場合にあつては、その理由を含む。）」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第5項とする。

この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明

らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

第19条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「第17条第3項」を「第17条第4項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び第16条各号に掲げる事項」を「、第16条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項の規定による具体的な内容」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「（第6条第1項に規定する標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第5項とする。

この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第19条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

第21条を次のように改める。

（報告書の作成）

第21条 事業者は、対象事業に係る事後調査を行ったときは、条例第32条第2項に規定する報告書を作成しなければならない。その際、事業者は、環境保全措置の効果を確認した上で作成するものとする。

- 2 事業者は、条例第6条第1項第1号及び第2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

- (1) 対象事業に係る工事の進捗状況及び供用等の状況
- (2) 事後調査の項目、手法及び結果
- (3) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (4) 第2号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (5) 専門家の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）
- (6) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合はその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事後調査に関し必要な事項

- 3 条例第32条第2項の回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして技術指針で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 希少な動植物の生息環境又は生育環境の保全に係る措置
- (2) 希少な動植物の保護のために必要な措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、回復することが困難であるためその保全が特に必要と認められる環境が周囲に存在する場合に講じた措置であって、その効果が確実でないもの

- 4 事業者は、供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

第22条中「第18条第5項及び第19条第9項」を「第18条第6項及び第19条第10項」に改める。

第23条第2項中「第6条第2項第2号及び第3号、第10条第3項」を「第6条第2項第3号、第10条第3項、第11条第2号後段」に、「同条第9項」を「同条第10項」に、「実施」を「実施（対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。））」に改め、「いう。）」との次に「、同項第2号中

「条例別表の7の項に規定する事業にあっては、対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1の(13)において「土地又は工作物の存在」という。）」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設の撤去又は廃棄」とを加え、「になる時期」を「となる時期及び影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

別表第1中「に係る標準項目」を「に係る参考項目」に改める。

別表第1(1)の表備考中10を11とし、2から9までを3から10までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式であること。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

別表第1(2)の表備考中6を7とし、2から5までを3から6までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する林道事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 林道の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式であること。
- (2) 林道の構造の種類に応じた工事用機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 工事の完了後、当該事業の目的である林道の構造物が存在し、かつ、当該林道上を自動車が走行すること。

別表第1(3)の表中

道路の付替 の工事																を
建設発生土 の処理の工 事																に、
道路の付替 の工事																
道路の存在																を
道路の存在																に改
建設発生土 処理場跡地 の存在																

め、同表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するダム事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工、管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行う。
- (2) ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行う。
- (3) 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備、濁水処理設備等の施工設備及び

掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行う。

- (4) ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「建設発生土の処理の工事」を行う。
- (5) 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行う。
- (6) ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在する。
- (7) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する。

別表第1(4)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する堰事業<sup>せき</sup>における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。
- (2) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつ<sup>たん</sup>を行う「掘削の工事」を行う。
- (4) 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。
- (5) 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。

別表第1(5)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する湖沼水位調節施設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。
- (2) 土砂等の掘削を行い水門を設置する「水門の工事」を行う。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつ<sup>たん</sup>を行う「しゅんせつの工事」を行う。
- (4) 堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在する。
- (5) 水門を操作し流水の貯留又は取水の用に供する。

別表第1(6)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行う。
- (2) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行う。
- (3) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行う。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在する。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供する。

別表第1(7)の表備考中8を9とし、2から7までを3から8までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道事業及び軌道事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 鉄道施設又は軌道の施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。
- (2) 鉄道施設又は軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設又は軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車又は車両が走行すること。

別表第1(8)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行うこと。
- (2) 車両により、資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供されること。

別表第1(9)の表中

大気質
粉じん等
○

を

大気質	
二酸化窒素	粉じん等
○	○
	○

に、

を

重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系

を

重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系
○	○	○

に改め、同表備考中7を8とし、2から6まで

を3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する水力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 工事の実施に関する内容
  - ア 工事に資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入及び伐採樹木、廃材等の搬出を行う。
  - イ 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械据付工事、上部・下部調整池工事（純揚水式発電所の場合に限る。）及び取水堰等工事（流れ込み式発電所の場合に限る。）を行う。
  - ウ 造成等の施工として、作業坑、土捨て場、工事用道路等の関連工事を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された水路（取水口，導水路，水圧管路，水槽，放水路及び放水口），発電所，開閉所及び管理用道路を有する。

イ 貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合，上下調整池及び上下部ダムを有する。

ウ 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合，取水堰<sup>せき</sup>等を有する。

別表第 1 (10)の表工事の実施の部中

「	○														○	を
」																
「	○					○		○		○					○	に改め，同
」																

表備考中 7 を 8 とし， 2 から 6 までを 3 から 7 までとし， 1 の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は，次に掲げる特性を有する火力発電所事業（地熱を利用するものを除く。）における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

ア 工事前資材等の搬出入として、建築物，工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入，工事関係者の通勤及び残土，伐採樹木，廃材等の搬出を行う。

イ 建設機械の稼働として、しゅんせつ工事，港湾工事及び建築物，工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。

ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等，掘削，地盤改良，盛土等による敷地及び搬入道路の造成並びに整地を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備，ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有する。

イ 燃料の種類は，天然ガス（LNGを含む。），石炭，石油又は副生ガスがある。

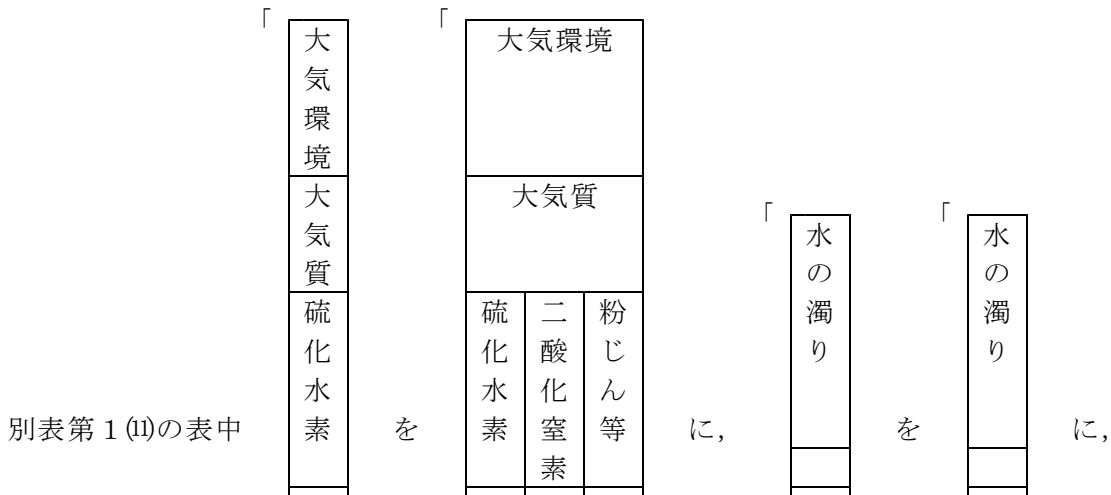
ウ 排水は，排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。

エ 温排水は，海水冷却方式を採用した場合，取水方式として表層又は深層，放水方式として表層又は水中によるものがある。

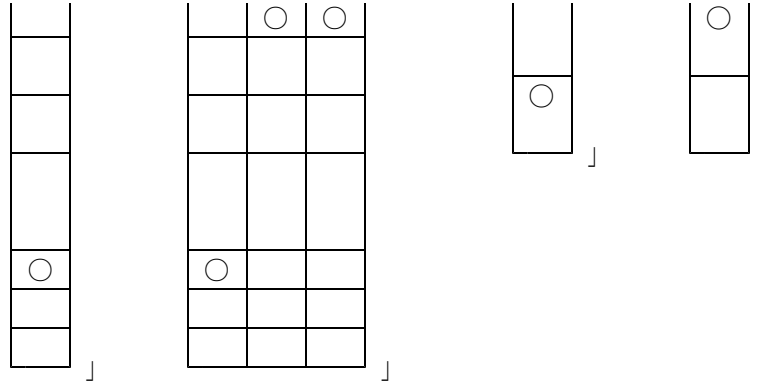
オ 機械等の稼働として，汽力設備，ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転がある。

カ 資材等の搬出入として，定期点検時等の発電用資材等の搬入，従業員の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出がある。

キ 発電設備から産業廃棄物が発生する。







重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系

を

重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系
○	○	○

に改め、同表備考中 6 を 7 とし、

2 から 5 までを 3 から 6 までとし、1 の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する火力発電所事業（地熱を利用するものに限る。）における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

- ア 工事に資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤及び残土、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。
- イ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地、抗井掘削工事並びに建築物、工作物等の構築工事を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

- ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有する。
- イ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- ウ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
- エ 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出する。
- オ 発電設備から産業廃棄物が発生する。

別表第 1 (12) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(12) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置及び規模の変更の事業に係る参考項目

環境要素の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
			大気環境				水環境				土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等
			大気質		騒音	振動	悪臭	水質		地下水	地形及び地質								
			二酸化窒素	二酸化硫黄	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	有害物質等	地下水の流れ	重要な地形及び地質	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物
工事の実施	建設機械の稼働	陸上埋立て	○		○	○													
	建設機械及び作業船の稼働	水面埋立て	○	○	○	○													
	資材，機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行		○		○	○													
	造成等の施工	陸上埋立て								○	○	○	○			○	○		
	護岸等の施工	水面埋立て								○	○	○	○			○	○		
土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	陸上埋立て								○	○	○	○	○	○				
		水面埋立て						○			○	○	○	○	○				
	埋立て・覆土用機械の稼働	陸上埋立て			○	○	○												
		水面埋立て			○	○													
	浸出液処理施設の稼働	陸上埋立て				○	○												
		水面埋立て				○													
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		○		○	○														
廃棄物	水面埋	○	○	○															

及び覆 土材の 運搬に 用いる 船舶の 運航	立て																		
廃棄物の存在・ 分解						○													○
浸出液処理水の 排出							○	○	○										

別表第1(12)の表備考中7を10とし、3から6までを6から9までとし、2を4とし、4の次に次のように加える。

5 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

別表第1(12)の表備考1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

(1) 最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

(2) 立地の形式 陸上埋立て又は水面埋立てとする。

(3) 工事に関する内容

ア 陸上埋立てにおいては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由して行う。

イ 水面埋立てにおいては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由し、又は、船舶を利用して行う。

(4) 工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容

ア 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。

イ 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含む。

ウ 陸上埋立てにおいては、埋立てを行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

エ 水面埋立てにおいては、埋立てを行う廃棄物を道路を經由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

3 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。

別表第1(13)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

(1) 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。

(2) 道路を經由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

別表第1(14)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地区画整理事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

(1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。

(2) 雨水等の排水を行うこと。

(3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

(4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第1(15)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する新住宅市街地開発事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第1(16)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する住宅用地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設、商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第1(17)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工業団地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供されること。
- (5) 当該敷地内で、車両の走行があること。

別表第1(18)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する流通業務団地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、当該敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場、倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供されること。
- (5) 当該敷地内で、車両の走行があること。

別表第1(19)の表土地又は工作物の存在及び供用の部中「農用地の存在」を「農用地の存在（土地の改変）」に改め、同表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農用地の事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、当該事業の目的である農用地が存在すること。

別表第1(20)の表備考中8を9とし、2から7までを3から8までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するゴルフ場の事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

- (4) 工事の完了後、当該事業の目的であるゴルフ場の施設が存在し、かつ、当該施設がゴルフ場の事業の用に供されること。

別表第1(2)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する養豚場の事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、当該事業による養豚場が存在し、かつ、当該施設が畜産農業の用に供されること。

別表第1(2)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工場等の事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、当該事業による工場又は事業場の施設が存在し、かつ、当該施設の稼働があること。

別表第1(23)の表備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地の区画又は形質を変更する事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が当該事業の目的である施設等の立地の用に供されること。

別表第1(24)の表備考中6を7とし、2から5までを3から6までとし、1の次に次のように加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する港湾開発等における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 係留施設を設置すること。
- (2) 必要に応じて、水域施設、外郭施設、旅客施設、荷さばき施設又は保管施設を設置すること。
- (3) 必要に応じて、埋立てを行うこと。
- (4) 供用開始後、船舶が当該港湾開発等の目的である水域施設又は係留施設を利用すること。
- (5) 供用開始後、当該港湾開発等の目的である旅客施設、荷さばき施設、保管施設又は臨港交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用されること。

別表第2中「に係る標準手法」を「に係る参考手法」に、

「

標 準 項 目	標 準 手 法
---------	---------

」を

「

参 考 項 目	参 考 手 法
---------	---------

」に改め

る。

別表第2(1)の表重要な種及び注目すべき生息地の部中「脊椎動物」を「脊椎動物」に、同表建設工事に伴う副産物の部切土工等又は既存の工作物の除去の項中「発生」の次に「及び処分」を加える。

別表第2(2)の表中「標準手法の欄」を「参考手法の欄」に改める。

別表第2(3)の表粉じん等の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、同表騒音の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、「定められ」を「定められた」に、「規定する測定方法」を「規定する騒音の測定方法」に改め、同表振動の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、同表水の濁りの部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、「標準手法」を「参考手法」に改め、同部ダムの供用及び貯水地の存在の項中「適切に把握」を「適切に予測」に改め、同表重要な地形及び地質の部中「並びに」を「建設発生土処理場の跡地の存在並びに」に、「標準手法」を「参考手法」に改め、同表重要な種及び注目すべき生息地の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、「標準手法」を「参考手法」に、「存在並びに」を「存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びに」に、「脊椎動物」を「脊椎動物」に改め、同表重要な種及び群落の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、「標準手法」を「参考手法」に、「存在並びに」を「存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びに」に改め、同表地域を特徴づける生態系の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、「標準手法」を「参考手法」に、「存在並びに」を「存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びに」に改め、同表主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部中「存在並びに」を「存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びに」に、「標準手法」を「参考手法」に改め、同表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、「存在並びに」を「存在、建設発生土処理場の跡地の存在並びに」に、「標準手法」を「参考手法」に改め、同表建設工事に伴う副産物の部中「設置の工事」の次に「建設発生土の処理の工事」を加え、「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第2(4)の表粉じん等の部から水の濁りの部まで、重要な地形及び地質の部堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在の項及び重要な種及び注目すべき生息地の部堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在の項中「脊椎動物」を「脊椎動物」に改め、同表重要な種及び群落の部堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事の項、地域を特徴づける生態系の部堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事の項、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在の項、主要な人と自然との触れ合い活動の場の部及び建設工事に伴う副産物の部堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事の項中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第2(5)の表粉じん等の部から水の濁りの部まで、地下水の水位の部水門の供用の項、重要な地形及び地質の部堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在並びに水門の供用の項及び重要な種及び注目すべき生息地の部堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在並びに水門の供用の項中「脊椎動物」を「脊椎動物」に改め、同表重要な種及び群落の部堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事の項、地域を特徴づける生態系の部堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事の項及び主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部から建設工事に伴う副産物の部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第2(6)の表粉じん等の部から振動の部まで、水の濁りの部洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事の項、重要な地形及び地質の部放水路の存在及び供用の項及び重要な種及び注目すべき生息地の部洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部放水路の存在及び供用の項中「脊椎動物」を「脊椎動物」に改め、同表重要な種及び群落の部洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事の項、地域を特徴づける生態系の部洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事の項及び主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部から建設工事に伴う副産物の部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第2(7)の表中「標準手法の欄」を「参考手法の欄」に改める。

別表第2(8)の表粉じん等の部並びに騒音の部建設機械の稼働の項及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部航空機の運航の項中「第1条に」を「第1条の」に、「防衛庁」を「防衛省」に、「第1条第1項」を「第1項」に改め、

同表振動の部及び重要な地形及び地質の部から建設工事に伴う副産物の部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第2(9)の表中

粉じん等	建設機械の稼働	(1)の表粉じん等の部建設機械の稼働の項標準手法の欄に掲げる手法と同じ。	を
------	---------	--------------------------------------	---

二酸化窒素	工事用資材等の搬出入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 気象の状況</li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>4 調査地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</li> <li>5 調査期間等 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>3 予測地点 二酸化窒素の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>	
粉じん等	工事用資材等の搬出入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 気象の状況</li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運</li> </ol>	に改め、



	するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
建設機械の稼働	(1)の表粉じん等の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	

同表騒音の部建設機械の稼働の項，振動の部建設機械の稼働の項及び重要な地形及び地質の部地形改変及び施設の存在の項中「標準手法」を「参考手法」に改め，同表重要な種及び注目す

べき生息地の部中	地形改変及び施設の存在	を	造成等の施工による一時的な影響	に，「哺乳類」を「哺乳類」に改め，
	貯水地の存在		地形改変及び施設の存在，	
	河水の取水		貯水地の存在並びに河水の取水	

同表重要な種及び群落の部及び地域を特徴づける生態系の部中

地形改変及び施設の存在	を	造成等の施工による一時的な影響	に改め，同表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の	
				地形改変及び施設の存在，
				貯水地の存在並びに河水の取水

の部地形改変及び施設の存在の項及び建設工事に伴う副産物の部造成等の施工による一時的な影響の項中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第2(10)の表二酸化硫黄の部施設の稼働（排ガス）の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び二酸化硫黄に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め，同表二酸化窒素の部工食用資材等の搬入の項参考手法の欄を次のように改める。

(9)の表二酸化窒素の部工食用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。

別表第2(10)の表二酸化窒素の部建設機械の稼働の項中「標準手法」を「参考手法」に改め，同部施設の稼働（排ガス）の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め，同表浮遊粒子状物質の部施設の稼働（排ガス）の項中「が定常

の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表石炭粉じんの部中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表粉じん等の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄を次のように改める。

(9)の表粉じん等の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。

別表第2(10)の表粉じん等の部建設機械の稼働の項並びに騒音の部工事用資材等の搬出入の項及び建設機械の稼働の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部施設の稼働（機械等の稼働）の項中「となる時期」の次に「及び騒音に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表振動の部建設機械の稼働の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部施設の稼働（機械等の稼働）の項中「となる時期」の次に「及び振動に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表水の汚れの部施設の稼働（排水）の項中「となる時期」の次に「及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表富栄養化の部施設の稼働（排水）の項中「となる時期」の次に「及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表水温の部施設の稼働（温排水）の項中「となる時期」の次に「及び水温に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」

を加え、同表流向及び流速の部中  

地形改変 及び施設 の存在
施設の稼働（温排水）

を  

地形改変 及び施設 の存在
---------------------

に改め、「となる時期」

の次に「及び地形改変及び施設の存在に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同部に次のように加える。

施設の稼働（温排水）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 流況の状況</li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</li> <li>5 調査期間等 原則として1年間</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>3 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び施設の稼働による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</li> </ol>
------------	---	--

別表第2(10)の表重要な地形及び地質の部地形改変及び施設の存在の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の部中

「

地形改変 及び施設 の存在
---------------------

」  
「

造成等の 施工によ る一時的
----------------------

」

を  
 な影響  
 地形改変  
 及び施設  
 の存在  
 に、「哺乳類」を「哺乳類」に改め、同表重要な種及び

群落（海域に育成するものを除く。）の部中

「地形改変  
 及び施設  
 の存在」  
 を  
 「造成等の  
 施工によ  
 る一時的  
 な影響」  
 地形改変  
 及び施設  
 の存在  
 に改め、同

表地域を特徴づける生態系の部中

「地形改変  
 及び施設  
 の存在」  
 を  
 「造成等の  
 施工によ  
 る一時的  
 な影響」  
 地形改変  
 及び施設  
 の存在  
 に改め、同表主要な眺

望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部地形改変及び施設の存在の項並びに主要な人と自然との触れ合い活動の場の部工事用資材等の搬出入の項及び地形改変及び施設の存在の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表廃棄物の部廃棄物の発生の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表建設工事に伴う副産物の部造成等の施工による一時的な影響の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表二酸化炭素の部施設の稼働（排ガス）の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に改める。

別表第2(11)の表硫化水素の部施設の稼働（排ガス）の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同部の次に次のように加える。

二酸化窒素	工事用資材等の搬出入	(9)の表二酸化窒素の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
粉じん等	工事用資材等の搬出入	(9)の表粉じん等の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。

別表第2(11)の表水の汚れの部施設の稼働（排水）の項中「となる時期」の次に「及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表水の濁りの部造成等の施工による一時的な影響の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表温泉の部施設の稼働（地熱流体の採取及び熱水の還元）の項中「ゆう出量」を「湧出量」に改め、「となる時期」の次に「及び温泉に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表重要な地形及び地質の部地形改変及び施設の存在の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表地盤変動の部施設の稼働（地熱流体の採取及び熱水の還元）の項中「となる時期」の次に「及び地盤変動に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表重要な種及び注目すべき生息地の部、重要な種及び群落の部及び地域を特徴づける生態系の部を次のように改める。

重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地形改変及び施設が存在	
重要な種及び群落	造成等の施工による一時的な影響	(1)の表重要な種及び群落の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地形改変及び施設が存在	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	(1)の表地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地形改変及び施設が存在	

別表第 2 (1)の表主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部から建設工事に伴う副産物の部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第 2 (12)の表二酸化窒素の部中	を	「 廃棄物の埋立て	に, 「については, 」
		「 建設機械の稼働（陸上埋立て）	
		建設機械及び作業船の稼働（水面埋立て）	
		資材, 機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	
		「 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	
		「 廃棄物及び覆土材の運搬に	

用いる船  
舶の運航  
(水面埋  
立て)

を「については」に、「情報）」を「情報、気象の状況については気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法による情報）」に、「事例の引用又は解析」を「大気の拡散式（プルーム式、パフ式等）に基づく理論計算」に、「事業活動」を「二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動」に改め、同部の次に次のように加える。

二酸化硫黄	建設機械及び作業船の稼働（水面埋立て）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 二酸化硫黄の状況</li> <li>(2) 気象の状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（二酸化硫黄の状況については大気の汚染に係る環境基準に定める二酸化硫黄の測定の方法による情報、気象の状況については気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>4 調査地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</li> <li>5 調査期間等 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 大気の拡散式（プルーム式、パフ式等）に基づく理論計算</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>3 予測地点 二酸化硫黄の拡散の特性を踏まえて予測地域における二酸化硫黄に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 二酸化硫黄に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</li> </ol>
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立て）		

別表第 2 (12) の表粉じん等の部を次のように改める。

粉じん等	建設機械の稼働（陸上埋立て）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 粉じん等の状況</li> <li>(2) 気象の状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏ま</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を</li> </ol>
	建設機械及び作業船の稼働（水面埋立て）		

資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	えて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点	踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
埋立て・覆土用機械の稼働（陸上埋立て）	5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯	
埋立て・覆土用機械の稼働（水面埋立て）		
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立て）		

別表第 2 (12) の表騒音の部中

最終処分場の設置の工事

を

建設機械の稼働（陸上埋立て）

建設機械及び作業船の稼働（水面埋立て）

埋立て・覆土用機械の稼働（陸上埋立て）

埋立て・覆土用機械の稼働（水面埋立て）

に、

「 (3) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況  
 2 調査の基本的な手法  
 文献その他の資料及び現地調査による情報（工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音に係る環境基準に定める騒音の測定の方法によるものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析  
 」

を 「 2 調査の基本的な手法  
 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析  
 」 に、

「工事による騒音の環境影響が最大となる時期」を「騒音に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期」に、

「 廃棄物の埋立て  
 」 を 「 浸出液処理施設の稼働（陸上埋立て）  
 浸出液処理施設の稼働（水面埋立て）  
 」 に、

「 (3) 廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況  
 2 調査の基本的な手法  
 」 を 「 2 調査の基本的な手法  
 」 に、

「廃棄物の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況については、騒音に係る環境基準に定める騒音の測定の方法によるものとする。」を「騒音の状況については、騒音規制法第4条第1項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法による情報」に改め、同部に次のように加える。

資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況 (2) 道路の沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点
廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点	4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期

<p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	
--	--

別表第 2 (12)の表振動の部を次のように改める。

振動	<p>建設機械の稼働（陸上埋立て）</p> <p>埋立て・覆土用機械の稼働（陸上埋立て）</p> <p>浸出液処理施設の稼働（陸上埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>
	<p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通振動の状況 (2) 地盤の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期</p>



	<p>調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の発生の特徴を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	
--	---	--

別表第 2 (2) の表悪臭の部中「廃棄物の埋立て」を「廃棄物の存在・分解」に、「については」を「については」に、「環境庁長官が定める方法による情報」を「環境大臣が定める方法による情報、特定悪臭物質濃度については同法施行規則第 5 条に規定する特定悪臭物質の測定の方法による情報」に、「時期及び時間帯」を「及び時期」に、「事業活動」を「悪臭に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動」に改め、同表水の汚れの部中「及び廃棄物の埋立て」を「(水面埋立て)」に、「河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(その調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況」を「化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況」に、「生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法によるものとする。」を「化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報」に、「生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質」を「化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の物質」に改め、「となる時期」の次に「及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期」を加え、同部に次のように加える。

<p>浸出液処理水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況(当該調査時における流量の状況を含む。)、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況</p> <p>(2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
------------------	---	--

	性を踏まえて調査地域における水の汚 れに係る環境影響を予測し、及び評価 するために適切かつ効果的な期間及び 時期
--	---

別表第 2 (12)の表水の濁りの部中	「 最終処分 場の設置 の工事 」	を	「 造成等の 施工（陸 上埋立 て） 護岸等の 施工（水 面埋立 て） 浸出液処 理水の排 出 」	に、「を用いられたも
---------------------	-------------------------------	---	---	------------

のとする。」を「による情報」に、「工事による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期」を「浮遊物質に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期」に改め、同部廃棄物の埋立ての項を削り、同部の次に次のように加える。

有害物質 等	浸出液処 理水の排 出	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有害物質等の状況</li> <li>(2) 流れの状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法             <p style="margin-left: 20px;">文献その他の資料及び現地調査による情報（有害物質等の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法及びダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> </li> <li>3 調査地域             <p style="margin-left: 20px;">水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> </li> <li>4 調査地点             <p style="margin-left: 20px;">水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> </li> <li>5 調査期間等             <p style="margin-left: 20px;">水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境</p> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法             <p style="margin-left: 20px;">有害物質等の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> </li> <li>2 予測地域             <p style="margin-left: 20px;">調査地域のうち、水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> </li> <li>3 予測地点             <p style="margin-left: 20px;">水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> </li> <li>4 予測対象時期等             <p style="margin-left: 20px;">事業活動が定常状態となる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大となる時期</p> </li> </ol>
-----------	-------------------	---	---

		影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	
地下水の流れ	造成等の施工（陸上埋立て）	1 調査すべき情報 (1) 地下水の状況 (2) 地下水の利用状況 (3) 地形及び地質の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域
	最終処分場の存在（陸上埋立て）	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 水象の特性及び地下水の利用状況の特性を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 水象の特性及び地下水の利用状況の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	3 予測地点 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて予測地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期

別表第 2 (12)の表重要な地形及び地質の部を次のように改める。

重要な地形及び地質	造成等の施工（陸上埋立て）	(1)の表重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	護岸等の施工（水面埋立て）	
	最終処分場の存在（陸上埋立て）	
	最終処分場の存在（水面埋立て）	

最終処分場の設置の工事  
最終処分

造成等の施工（陸上埋立て）

別表第 2 (12)の表重要な種及び注目すべき生息地の部中

を	場の存在 及び廃棄物の埋立て	護岸等の 施工 (水 面 埋 立 て)
		最終処分 場の存在 (陸上埋 立て)
		最終処分 場の存在 (水面埋 立て)

に、「<sup>せきついで</sup>脊椎動物, 鳥類, 昆虫類」を「脊椎動物, 昆虫類」に、「できる時期」を「できる時期

及び時間帯」に改め、同表重要な種及び群落の部中

を	最終処分 場の設置 の工事	造成等の 施工 (陸 上 埋 立 て)	に改
	最終処分 場の存在 及び廃棄物の埋立て	護岸等の 施工 (水 面 埋 立 て)	
		最終処分 場の存在 (陸上埋 立て)	
		最終処分 場の存在 (水面埋 立て)	

め、同表地域を特徴づける生態系の部から建設工事に伴う副産物の部までを次のように改める。

地域を特 徴づける 生態系	造成等の 施工 (陸 上 埋 立 て)	(1)の表地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	護岸等の 施工 (水 面 埋 立 て)	
	最終処分 場の存在 (陸上埋 立て)	
	最終処分 場の存在 (水面埋 立て)	
主要な眺 望点及び	最終処分 場の存在	(9)の表主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部地形 改変及び施設の存在の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。

景観資源並びに主要な眺望景観	(陸上埋立て) 最終処分場の存在 (水面埋立て)		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	造成等の施工(陸上埋立て) 護岸等の施工(水面埋立て) 最終処分場の存在(陸上埋立て) 最終処分場の存在(水面埋立て)	(1)の表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等の施工(陸上埋立て) 護岸等の施工(水面埋立て)	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報                     <ol style="list-style-type: none"> <li>地形の状況</li> <li>土地利用の状況</li> <li>廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</li> <li>切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</li> </ol> </li> <li>調査地域 対象事業実施区域並びに1の(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</li> <li>予測地域 対象事業実施区域並びに建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握を適切に行うために必要な地域</li> <li>予測対象時期等 工事期間</li> </ol>

別表第 2 (12)の表に次のように加える。

メタン	廃棄物の存在・分解	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査すべき情報 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>予測地域 対象事業実施区域</li> <li>予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期</li> </ol>
-----	-----------	--	--

別表第 2 (12)の表備考中 6 を 7 とし、 2 から 5 までを 3 から 6 までとし、 1 の次に次のように加える。

2 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

別表第 2 (13)の表粉じん等の部堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事の項、振動の部堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事の項、重要な地形及び地質の部埋立地又は干拓地の存在の項、重要な種及び群落の部、地域を特徴づける生態系の部堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事

の項、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部埋立地又は干拓地の存在の項、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部及び建設工事に伴う副産物の部堤防及び護岸の工事の項中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第 2 (4) の表、(5) の表及び(6) の表中「標準手法の欄」を「参考手法の欄」に改める。

別表第 2 (7) の表二酸化窒素の部工場及び事業場の稼働の項中

<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、二酸化窒素の濃度の状況については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、気象の状況については気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p>	を	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法又は第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p>	に改
--	---	---	----

め、「となる時期」の次に「及び二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同部自動車の走行の項中

<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、二酸化窒素の濃度の状況については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、気象の状況については気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p>	を	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法</p> <p>(2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法又は第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p>	に改
--	---	---	----

め、同表二酸化硫黄の部工場及び事業場の稼働の項中

<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該</p>	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の</p>
------------------------------------	---

<p>情報の整理及び解析。この場合において、二酸化硫黄の濃度の状況については環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気の汚染についての測定の方法、気象の状況については気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p>	を	<p>整理及び解析  (1) 二酸化硫黄の濃度の状況  大気の汚染に係る環境基準に規定する二酸化硫黄の濃度の測定の方法  (2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法又は第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p>	に改
--	---	--	----

め、「となる時期」の次に「及び二酸化硫黄に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表浮遊粒子状物質の部工場及び事業場の稼働の項中

<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊粒子状物質の状況については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の汚染についての測定の方法、気象の状況については気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技術上の基準による測定の方法</p>	を	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析  (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の濃度の測定の方法  (2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法又は第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法</p>	に改
--	---	---	----

め、「となる時期」の次に「及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同部自動車の走行の項中

<p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、浮遊粒子状物質の濃度の状況については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気の汚染についての測定の方法、気象の状況については気象業務法施行規則第 1 条の 2 又は第 1 条の 3 に基づく技</p>	を	<p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析  (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の濃度の測定の方法  (2) 風の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法又</p>	に改
--	---	--	----

術上の基準による測定の方法	は第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法
---------------	---

め、同表粉じん等の部並びに騒音の部建設機械の稼働の項及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部工場及び事業場の稼働の項中「による情報」の次に「（騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）」を加え、「。この場合において、騒音の状況については、環境基準において定められた騒音の測定の方法、測定場所及び測定時刻」を削り、「となる時期」の次に「及び騒音に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同部自動車の走行の項中「による情報」の次に「（道路交通騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）」を加え、「。この場合において、道路交通騒音の状況については、環境基準において定められた道路交通騒音の測定の方法、測定場所及び測定時刻」を削り、同表振動の部建設機械の稼働の項及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同部工場及び事業場の稼働の項中「となる時期」の次に「及び振動に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同部自動車の走行の項中「による情報」の次に「（道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則第12条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法を用いられたものとする。）」を加え、「。この場合において、道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則第12条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法」を削り、同表水の濁りの部雨水の排水の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表水の汚れの部を次のように改める。

水の汚れ	工場及び事業場の稼働	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況（当該調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況</li> <li>(2) 流れの状況</li> </ol> </li> <li>2 調査の基本的な手法                         <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> </li> <li>3 調査地域                         <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> </li> <li>4 調査地点                         <p>水域の特性及び水の汚れの変</p> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法                         <p>生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> </li> <li>2 予測地域                         <p>調査地域のうち水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> </li> <li>3 予測地点                         <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> </li> <li>4 予測対象時期等                         <p>工場等における事業活動が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）</p> </li> </ol>
------	------------	--	---



		化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期	
--	--	--	--

別表第 2 (17)の表重要な地形及び地質の部から主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表廃棄物の部工場及び事業場の稼働の項中「となる時期」の次に「及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表建設工事に伴う副産物の部造成工事の項中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表二酸化炭素の部工場及び事業場の稼働の項中「となる時期」の次に「及び二酸化炭素に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第 2 (18)の表及び(19)の表中「標準手法の欄」を「参考手法の欄」に改める。

別表第 2 (20)の表粉じん等の部から水の濁りの部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表水の汚れの部ゴルフ場の供用の項中「となる時期」の次に「及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表重要な地形及び地質の部から建設工事に伴う副産物の部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第 2 (21)の表粉じん等の部から水の濁りの部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表水の汚れの部養豚場の供用の項中「標準手法」を「浸出液処理水の排出の項参考手法」に改め、同表重要な地形及び地質の部から主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部までの規定中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表廃棄物の部養豚場の供用の項中「となる時期」の次に「及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表建設工事に伴う副産物の部造成工事の項中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第 2 (22)の表及び(23)の表中「標準手法の欄」を「参考手法の欄」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 事業者がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）第 8 条の規定に基づく方法書についての公告を行っている対象事業については、改正後の鹿児島県環境影響評価技術指針（以下「改正指針」という。）（第21条を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 事業者は、施行日前においても、改正指針の規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。
- 4 前項の規定により方法書の作成等が行われた場合は、施行日において、改正指針の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。